

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要

I 改正対象

以下の 15 本の政令の一部を改正する。

- ①金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
- ②投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号）
- ③中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令第 43 号）
- ④農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令第 271 号）
- ⑤信用金庫法施行令（昭和 43 年政令第 142 号）
- ⑥銀行法施行令（昭和 57 年政令第 40 号）
- ⑦長期信用銀行法施行令（昭和 57 年政令第 42 号）
- ⑧労働金庫法施行令（昭和 57 年政令第 46 号）
- ⑨農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令第 285 号）
- ⑩犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）
- ⑪公認会計士法施行令（昭和 27 年政令第 343 号）
- ⑫国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）
- ⑬預金保険法施行令（昭和 46 年政令第 111 号）
- ⑭保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）
- ⑮金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）

II 金融商品取引法施行令の一部改正

1. いわゆるプロ向け市場の創設

（1）「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件

- ① 「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募）・「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私売出し）により取得した有価証券（「特定投資家向け有価証券」）を譲渡することができる相手方の範囲に含まれる非居住者から、当該「特定投資家向け有価証券」を居住者から直接取得する非居住者を除く旨を定める（第 1 条の 5 の 2 第 1 項）。
- ② 「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」の要件である「特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合」について、有価証券の種類ごとに定める。株券、新株予約権証券等の場合は、当該株券又は当該新株予約権の行使により取得される株券と同種の株券について有価証券報告書が提出されておらず、かつ、特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨等を定めた譲渡制限契約を締

結することを取得・買付けの条件として勧誘を行う場合である旨を定める（第 1 条の 5 の 2 第 2 項・第 1 条の 8 の 2）。

（２）「特定投資家向け有価証券」の範囲

① 「特定投資家向け有価証券」の範囲から除かれる「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないもの」として、3 事業年度連続して、そのすべての末日における所有者数が 300 名に満たない場合であって、金融庁長官の承認を受けた有価証券を定める（第 2 条の 12 の 2 第 1 項）。

② 「特定投資家向け有価証券」の範囲に含める「流通状況が特定上場有価証券（プロ向け市場に上場している有価証券）に準ずるもの」として、次の有価証券を定める（第 2 条の 12 の 2 第 3 項）。

イ 特定上場有価証券であった有価証券

ロ 特定店頭売買有価証券（プロ向けの店頭売買有価証券市場においてのみ取引される有価証券）

ハ 特定店頭売買有価証券であった有価証券

（３）一般投資家に対する「転売制限」の対象とならない勧誘

「特定投資家向け有価証券」の売付けの勧誘（有価証券交付勧誘等）のうち、「金融商品取引業者等に委託して特定投資家等に対して行うもの」以外のもので、内閣総理大臣への届出（有価証券届出書等の提出）を行わずに行うことができる有価証券交付勧誘等を次のように定める（第 2 条の 12 の 2 第 2 項）。

イ 金融商品取引業者等が自己のために特定投資家等に対して行う有価証券交付勧誘等（特定投資家等を相手方とする自己売買）

ロ 外国証券業者に委託して非居住者に対して行う有価証券交付勧誘等

ハ 公開買付けに応じて行う株券等の売付けの申込み

ニ 「特定投資家向け有価証券」の発行者の持株会に対して行う株券等の有価証券交付勧誘等

（４）「特定投資家向け有価証券」に係る外形基準（有価証券報告書の提出義務要件）

いわゆる外形基準（第 24 条第 1 項第 4 号）により有価証券報告書の提出義務が生じることとなる株券等の所有者の数について、現行の 500 名から 1,000 名に引き上げるとともに、当該株券等が「特定投資家向け有価証券」である場合には、その所有者の数から特定投資家の数を除外して判定する旨を定める（第 3 条の 6 第 4 項・第 4 条の 11 第 5 項）。

（５）有価証券報告書の提出義務が免除される有価証券の範囲

有価証券報告書の提出義務を負うこととなる店頭売買有価証券（第 24 条第 1 項第 2 項）の範囲から除かれる「流通状況が特定上場有価証券に準ずる有価証券」として、「特定店頭売買有価証券」を定める（第 3 条の 6 第 2 項）。

(6) 公開買付けの対象となる有価証券の範囲

その買付け等を公開買付けにより行わなければならないこととなる「流通状況が特定上場有価証券に準ずる有価証券」として、「特定店頭売買有価証券」を定める（第 6 条第 2 項）。

(7) 金融商品取引業者等による告知義務

特定投資家向け有価証券について金融商品取引業者等が、勧誘を行わず相対の売付けを行う場合等には告知を行わなければならないこととする（第 16 条の 7 の 2）。

(8) P T S 業務の対象から除かれるもの

P T S（私設取引システム）運營業務の対象から非上場の特定投資家向け有価証券を取り扱うものを除外する（第 1 条の 9 の 3）。

(9) 金融商品取引所の議決権の取得・保有

金融商品取引所と外国取引所が共同で金融商品取引所を設立できるよう、金融商品取引所の議決権の取得・保有に関して、その議決権数の合算対象から他の金融商品取引所が保有するものを除外する。また、金融商品取引所の子会社取引所について、認可を受けて 50%までの議決権を取得・保有することができる者に外国金融商品取引所を追加する（第 19 条の 3、第 19 条の 3 の 3、第 19 条の 3 の 3 の 2）。

(10) インサイダー取引規制における重要事実等の公表措置

インサイダー取引規制における重要事実等の公表措置に関し、いわゆるプロ向け市場の上場会社については、英語でも公衆縦覧を行うことができることとする（第 30 条）。

2. その他

(1) 「適格機関投資家私募」・「少人数私募」の要件の追加

株券、新株予約権付社債券等に係る「適格機関投資家私募」・「少人数私募」の要件に、当該株券、新株予約権付社債券等が「特定投資家向け有価証券」に該当しないことを追加する（第 1 条の 4 第 1 号・第 2 号、第 1 条の 7 第 1 号・第 2 号）。

(2) 開示規制が適用されない信託の受益権の範囲

金融商品取引法第 2 章の規定（開示規制）が適用される「信託の受益権」の範囲から除かれるものとして、勤労者財産形成促進法に基づく信託（財産形成給付金信託・財産形成基金信託）の受益権を追加する（第 2 条の 10 第 1 項第 1 号又）。

(3) 海外発行証券に係る勧誘規制が適用されない有価証券の範囲

「海外発行証券の少人数向け勧誘」規制が適用されない有価証券として、「特定投資家向け有価証券」（海外発行証券について「特定投資家向け売付け勧誘等」を行うことにより、「特定投資家向け有価証券」に該当することとなるものを含む。）を定める（第 3 条の 3 第 1 項・第 2 項）。

（４）外国会社等に係る有価証券報告書等の提出期限の延長

有価証券報告書、外国会社報告書、親会社状況等報告書等を提出しなければならない外国会社等について、やむを得ない理由により金融庁長官の承認を受けた場合に提出期限の延長を認める旨を定める（第 3 条の 4、第 4 条の 2 の 2、第 4 条の 5）。

（５）「ＥＤＩＮＥＴ」に係る登録届出手続の見直し

開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して開示書類の提出等（電子開示手続・任意電子開示手続）を行うための届出とともに、当該届出者の定款その他の書類の提出を義務付ける（第 27 条の 30 の 2）。

また、当該届出者が定款その他の書類を定期的に提出している場合には、電子開示手続・任意電子開示手続を行う度に行わなければならない届出を不要とする（第 14 条の 10 第 2 項）。

Ⅲ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正

1. 投資信託の主たる投資対象たる「特定資産」として、商品現物、商品先物取引等に係る権利を追加する（第 3 条）。
2. 投資信託の運用（指図）権限の委託先として、商品現物、商品先物取引等に係る権利に投資する部分に限り、商品投資顧問業者を追加する（第 2 条、第 4 条）。
3. 投資信託又は投資法人の資産運用として、商品現物又は商品先物取引等に係る権利に投資する行為に関し、金融商品取引業者の兼業業務の承認を行う場合、内閣府令を定める場合、行政処分を行う場合等に、関係行政機関の長（経済産業大臣及び農林水産大臣）への意見徴収、協議その他所要の連携を図ることとする（第 129 条、第 131 条、第 132 条）。

Ⅳ 銀行法施行令の一部改正

1. 銀行が行う外国銀行の特定預金等契約の締結の代理・媒介について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールに関し、広告等の表示事項として手数料等を定めるほか、所要の規定の整備を行う（第 14 条の 3～第 14 条の 6）。

2. 金融庁長官が、外国銀行の業務の代理・媒介を行う銀行に対し、業務・財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めうる委託元外国銀行と特殊の関係のある者として、当該委託元外国銀行と親・子・兄弟関係にある者を定める（第 14 条の 7）。

V 信用金庫法施行令、長期信用銀行法施行令及び農林中央金庫法施行令の一部改正
銀行法施行令の改正に準じて、所要の規定の整備を行う。

VI 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

銀行等の特定事業者が顧客等の本人確認を行わなければならない特定取引に、外国銀行の代理・媒介として行う預金等の受入れ契約・金銭の貸付け（金銭の貸借の媒介）契約・継続的な為替取引契約の締結又はこれらの契約に基づく取引を追加する（第 8 条）。

VII その他

中小企業等協同組合法施行令、農業協同組合法施行令、労働金庫法施行令、公認会計士法施行令、国の債権の管理等に関する法律施行令、預金保険法施行令、保険業法施行令及び金融庁組織令について、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。